

社会福祉法人花巻市社会福祉協議会会員規程

(趣旨)

第1条 社会福祉法人花巻市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第18条の規定に基づく本会の会員については、この規程の定めるところによる。

(会員の区分)

第2条 本会の会員は、定款に規定する本会の趣旨に賛同する次の個人、団体及び法人とする。

- (1) 一般会員 花巻市に住所を有する全世帯
- (2) 賛助会員 本会の活動及び事業を支援する個人
- (3) 団体会員 花巻市内の福祉施設及び社会福祉関係団体
- (4) 特別会員 本会の活動及び事業を支援する篤志家、会社、団体等

(会員資格)

第3条 本会の会員資格は、次条に定める会費を納入したことによって取得する。

(会費)

第4条 会員の会費額は、次のとおりとする。

- (1) 一般会費 年額 900円
- (2) 賛助会費 年額 1,000円以上
- (3) 団体会費 年額 3,000円以上
- (4) 特別会費 年額 10,000円以上

(会員の義務)

第5条 会員は、毎年度請求の日から2ヵ月以内に会費を納入するとともに、事業推進に積極的に参加し、地域福祉の向上に寄与するものとする。

(会員の権利)

第6条 会員は、次に掲げる権利を有する。

- (1) 各年度の事業計画、予算、決算及び事業の報告を受けること。
- (2) 本会の発行する機関紙及びチラシ等の配布を受けること。
- (3) 本会の実施する大会、講習会、研修会等へ参加すること。
- (4) 本会の事業推進に関し理事会、評議員会に意見を述べること。

(会費の減免)

第7条 会長は、会員に特別の理由があると認めるときは、会費を減免することができる。

(脱会、除名)

第8条 会員は、次の場合に脱会したものとする。

- (1) 死亡、転出又は解散したとき。
- (2) 脱会の申し出があったとき。

2 会員が本会の名誉を毀損し、又は趣旨に反した言動があったときは、理事会の議決を経て除名する。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか会員に関して必要な事項は、理事会において決定する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。